

三島市郵便入札実施要領

平成 18 年 2 月 25 日決裁

(目的)

第1条 この要領は、市が発注する工事の請負、製造の請負、測量、調査、設計等の委託、物品の調達及び役務の提供（以下「市工事等」という。）に係る競争入札において、郵便による入札（以下「郵便入札」という。）を実施することにより、競争性の確保及び入札参加者の事務の省力化を図るため、必要な事項を定める。

(対象とする入札)

第2条 郵便入札の対象は、市工事等に係る制限付一般競争入札及び指名競争入札のうち、原則、三島市公共事業電子入札運用基準に定める電子入札の方法によるものを除くすべての入札とする。ただし、市長が郵便入札によらないことが適當と認める入札については、この限りでない。

(入札の公告又は指名の通知)

第3条 市長は、郵便入札の方法により入札を行おうとするときは、三島市契約規則（平成17年三島市規則第5号）第5条による公告又は第22条による通知に、当該規定に基づく事項のほか、次に掲げる事項を併せて掲載するものとする。

- (1) 入札書の送付方法
- (2) 入札書の提出期限
- (3) 入札書の送付先
- (4) この要領の規定に反して提出された入札書を無効とする旨
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

(入札書等の送付方法)

第4条 郵便入札の参加者は、入札書を、一般書留郵便又は簡易書留郵便の方法により、入札公告等に示す郵便局に局留で郵送しなければならない。この場合において、入札条件として積算内訳書の提出が定められているときは、積算内訳書を同封して送付するものとする。

2 前項の規定により入札書及び積算内訳書（以下「入札書等」という。）を送付する場合は、三島市建設工事競争契約入札心得（以下「入札心得」という。）第8条の規定による封筒を使用するものとし、あて名を「三島市長（財政経営部財政課契約係）」として、表側に「入札書（及び積算内訳書）在中」及び「提出期限 ○年○月○日」と朱書きするものとする。

- 3 1通の封筒に、2枚以上の入札書を入れてはならない。
- 4 郵便入札に係る費用については、入札参加者の負担とする。

(入札書等の提出期限)

第5条 入札書等の提出期限は、開札日の前々日（土曜、日曜日及び休日を含まない。）とする。

2 入札書等は、提出期限までに前条第1項の郵便局に到達しなければならないものとし、期限を過ぎて到達した入札書等は、第6条第3項の受付をしないものとする。

3 前条第1項の郵便局において提出期限の日の24時までの受領時間帯が表示されたものは、

提出期限までに到達したものとみなす。

(入札書の受領及び管理等)

第6条 市長は、第4条第1項の郵便局に入札書等が到達したときは、その翌日（土曜、日曜日及び祝日を除く）までに当該郵便局から入札書等を受領するものとする。

2 前項に規定する受領は、三島市文書取扱規程（平成元年訓令第1号）第3条の規定に基づき、契約担当課において行う。

3 受領した入札書等は、三島市文書取扱規程第6条の規定に基づき、契約担当課において受付し、開札日時まで、契約担当課において厳重に保管するものとする。

4 入札者は、入札書等が受領された以降は、その引換え又は変更若しくは取消しをすることができない。

(入札の辞退)

第7条 郵便入札の参加者は、郵便入札を辞退するときは、郵送又は持参により、当該入札の開札日時までに入札辞退届を提出するものとする。

(入札書の開札)

第8条 市長は、第6条第3項の規定により保管した封筒を、契約規則第5条による公告及び第22条による通知に記載した執行日時に開封し、入札書の開札を行うものとする。

2 市長は、郵便入札の参加者又はその代理人のうち開札会場に立会いを希望する者があるときは、これを立ち会わせなければならない。

3 市長は、開札に立ち会う参加者がないときは、入札事務に関係のない職員を開札に立ち会わせなければならない。

4 市長は、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者が開札に立ち会っていないときは、入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(入札の無効)

第9条 三島市建設工事競争契約入札心得（入札心得）に規定するもののほか、入札書が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札を無効とする。

(1) 第3条第2号の提出期限までに到達しなかったとき。

(2) 第4条に規定する送付方法によらずに送付されたとき。

2 前項の規定により無効とされた入札に係る入札書は、返却しないものとする。

(入札を延期する場合等の措置)

第10条 市長は、郵便入札において、郵便事情等により事故が発生した場合又は不正な行為等があった場合で、必要があると認めるときは、入札の執行を延期、中止又は取消しをすることができる。

2 前項の規定により郵便入札の開札を延期する場合は、提出期限までに到達した入札書等を、延期後の開札日時まで厳重に保管するものとし、入札を中止する場合は、速やかに当該入札書等を参加者に返却するものとする。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年3月12日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年8月1日から施行する。